



# くすのき



学校のシンボル  
くすの木

令和6年5月31日

さいたま市立土合小学校

## いじめ防止の観点から見えること

校長 白倉 秀樹

6月になり、梅雨の季節がいよいよやってきました。5月11日の引き渡し訓練では、多くの保護者の皆様に御協力いただきました。改めて感謝申し上げます。また、5月22日（水）から24日（金）にかけて、5年生の館岩自然の教室を実施いたしました。天気にも恵まれ、予定していたプログラムをすべて行うことができました。子どもたちも、普段住み慣れている街並みから自然豊かな館岩の中で過ごすことで、様々なことを経験できたようです。

6月はいじめ撲滅月間です。校内でも、校長講話や道徳の時間を利用し、子どもたちの意識を高める取組を実施します。ここで、あらためていじめの定義についてお伝えします。

平成25年度から施行されたいじめ防止対策推進法には「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛と感じているものをいう。」とあります。以前の定義には「一方的に」「継続的に」「心理的・物理的な攻撃」といった言葉がありました。現在の定義では、たとえば教室内でAという児童がいた時、Bという児童の言葉や行動がAに対して向けられたものでなくても、AがBの言葉や行動に苦痛を感じた時、いじめが成立します。つまり、だれにでも起こりうることという定義です。

学校はいじめを認知した時、苦痛と感じたAの思いや考えに寄り添い、Bの行動要因やその時の思いや気持ちを丁寧に確認し、他の児童の関わりや集団の雰囲気等の環境についても調査します。そして、必要に応じてスクールカウンセラーや専門機関と連携しながら問題解決と最低3か月の該当児童の見守りを行います。その間に該当児童だけでなく、その保護者とも連絡を取り合い、今後の児童の育成の方向性なども確認します。

我々が一番恐れるのは、いじめの重大事態が起ることです。いじめの重大事態とは「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と、これもいじめ防止対策推進法で定義されています。些細なことでも見逃さず、丁寧に対応する理由はここにあります。

いじめの定義において注視されることは、その人間の「主観」にあると思います。児童一人ひとりには生い立ちも生活環境も違いますから、その主観も違いがあつて当然です。大人の社会においても主観の違いは顕著に見られますが、その状況を上手に調整するからこそ社会が成立しています。こういった社会の在り方を児童に気付かせることも、いじめ防止の一つの方策ではないかと考えます。

人は苦痛を感じた時、心が傷つきます。そんな時に寄り添う人間がいることで救われることが多数あります。寄り添い方も人によって違いがあり、児童一人ひとりのニーズに真摯に向き合うことが今の学校に問われていることと、私は認識しております。